

2015年11月28日 講演ハンドアウト

-

ドイツ・日本間の相続 第一部

相続の法律効果、EU相続指令の枠内で相続関係を形成する方法

DER DEUTSCH-JAPANISCHE ERBFALL, TEIL 1

Erbrechtliche Konsequenzen und Gestaltungsmöglichkeiten unter Berücksichtigung der EU-Erbrechts-Verordnung

Miles B. Bäßler
Rechtsanwalt und Fachanwalt für Erbrecht

Handout zum Vortrag zum 28.11.2015

Erbrechtler
Fachkanzlei für Erbrecht
PartG mbB Bäßler, Kaiser & Spitz Rechtsanwälte

Am Marktplatz 23
47829 Krefeld
Telefon: +49 (0)2151 36 32 300
Telefax: +49 (0)2151 36 32 310

E-Mail: info@erbrechtler.com
Website: www.erbrechtler.com

Peckhauser Str. 11
40822 Mettmann
Telefon: +49 (0)2104 23 44 700
Telefax: +49 (0)2104 23 44 710

E-Mail: info@erbrechtler.com
Website: www.erbrechtler.com

In Kooperation mit dem
Japanisches Begegnung-Hilfsnetzwerk TAKE Düsseldorf.e.V.

A. 概念 ドイツ・日本間の相続とは

ドイツと日本の両文化圏および法律領域に繋がりをもつ人物が死亡した状況。

例:

- ドイツ人と日本人との間の国際結婚
- 日本国籍を持つ日本在住の人物がドイツ国内に不動産あるいはドイツの会社の持ち分を所有する場合、あるいはその他にドイツにおいて財産を所有する場合。また、これとは逆の場合。

B. 講義内容

I. 状況: 被相続人がすでに死亡した場合

- どの国の法律が準拠法 (EU相続法指令) か ?
- 既存の遺言/相続契約にはどんな法律効果があるか ?
- 相続分はドイツおよび日本の法律ではどのように算定されるか、遺留分権はあるか ?
- 税法からの観点: 相続税はどの国に納税しなければならないのか ? 相続税の税額・減免税額はいくらか ?

II. 状況: 相続順位を決める どのような選択肢があるか:

- 種々の事項を定める遺言や相続契約の作成 (相続人の指定・遺贈・遺産分割に関わる指定・遺留分に関する指定・独日間の相続における相続規定の方式に関する指定) 。
- 生前贈与という方法
- 相続人の納税義務・減免税額など

C. 第一部 被相続者の死亡後の相続について

I. 準拠法

1. 相続にはドイツ・日本、どちらの法律が適用されるか。

-具体的な相続順位について

-方式を定める重要規定の遵守について

準拠法 (Erbstatut) は国際私法 (IPR) によって規定される。

2. 相続準拠法を規定する国家間契約は締結されていない。

そのため:ドイツ・日本両国の国際私法を照らし合わせて当該相続事案においてはどの国の法律が準拠法であるかを特定しなければならない。

3. 2015年8月15日まで有効であった法的状況

a) ドイツ国際私法、ドイツ裁判所の観点

相続の準拠法は被相続人の国籍により特定される、(いわゆる本国主義)。

ドイツ国内に存在する土地財産に関する特別事項:

法律に定められた方式にあった形で準拠法を選択した場合、ドイツに存在する土地に関しては、ドイツの相続法を適用することができる。

b) 補足:終意を表示する方法(遺言それとも相続契約を作成するか)

→ 1961年10月5日の遺言の方式に関する法律の抵触に関するハーグ条約:次の場合、終意の意思表示の方式は有効である。

- 被相続人の本国の法律により有効であった場合
- 補助的に、遺言者が遺言をした国の法律、補助的に、遺言者が最後に居住していた国の法律
- 補助的に、土地権を含む場合は、その土地が存在する国の法律
- きわめて補助的に、相続の準拠法

c) 日本の国際私法 法の適用に関する通則法、第36条、第37条

被相続人の本国が準拠法として相続に適用される。準拠法の選択はできず、遺言の方式については上記を参考。

d) 2015年8月16日までの法的状況のまとめ

日本人である配偶者が亡くなった場合 日本法に基づく相続

ドイツ人である配偶者がなくなった場合:ドイツ法が適用される。例外:ドイツ国内にある土地財産については準拠法の選択が可能。

4. 2015年8月17日以降の状況 ヨーロッパ議会ROM I V 650/2012 指令

→ には裁判所の管轄、ヨーロッパ相続証書を導入、準拠法が規定されている。

→ 2015年8月17日より後にEU圏内(アイルランド・デンマーク・英国は含まない)で被相続人が死亡した場合、あるいはEU圏内に被相続人が財産を所有していた場合に適用される。

→ 被相続人の国籍とは無関係に、被相続人が「通常居住」していた国の法律が準拠法となる。

→ 要注意:2015年8月17日以前に相続関係準拠法の選択をした場合、あるいは終意の表示をした場合には、その有効性とその効力の範囲については、2015年8月17日以降に被相続者が死亡した時には、ROM I V指令に照らして判断される。

ドイツに通常居住する日本人が亡くなった場合、この独日相続事案にはドイツ相続法が適用される！ 同人が日本に通常居住していた場合は、日本の相続法の適用となる。

- しかし:当日本人はドイツ法あるいは日本法のもとに作成した遺言によって本国の法律を準拠法として選択することができる。
- **問題 「びっこの法関係」**

まとめ:

ドイツ連邦共和国に通常居住する日本人が死亡した場合、特別な規定がない限り (例えば、準拠法の選択) ドイツの相続実体法が適用される。

被相続人はこれに対し、本国法を準拠法として選択することができる。被相続人の死亡時に合式的な準拠法の選択が行われていた場合、日本の相続法が適用されます。

「通常の居住地」という概念は各当事国への深く、強い絆を表示すべきもので概念である。

「通常の居住地」の基準

安定した生活状況、つまり、空間・時間そして文化的な生活の中心地をなす国家

被相続人がそこに滞在した期間・頻度そしてそれにまつわる状況や理由

滞在する意思

言語能力

その国での社会的なつながり、親類へのつながり、子供を通してのつながりも含む

引越しの理由

問題: 「期間限定の滞在」

日本から期間限定でドイツに派遣される日本人の状況を指す。このような場合はどのような取り扱いを受けるかは、まだ明確ではない。

a) 前提: ドイツ相続法の適用

aa) 遺言あるいはその他、終意の表示がない場合: 法定相続

遺言あるいは相続契約がないあるいは無効である場合: ドイツ法定相続、独民法 1923 条以降

bb) 遺言あるいはその他の終意表示がある場合

方式の有効性

- 公証文書 (遺言・相続契約) あるいは手書き (全文が手書きで書かれ、署名され、日付があればなおよし)

内容

- 内容は公序良俗・刑法に抵触しない限りにおいて自由
- ドイツの相続法に定められる規定可能な事項から選択が可能、例： 相続人の指定/廃除、遺贈、先位相続および後位相続、遺言の執行、賦課事項など

b) 前提:日本相続法の適用

aa) 相続の種類

包括承継 すべての権利義務の承継

相続を承認するためには、特別な意思表示や法律行為は必要ない。

- 相続人:相続人には自然人のみがなれ、(まだ生まれていない)胎児を含む。
- 受遺者は法人(企業、例えば有限会社)もなりうる。

bb) 遺言が存在しない場合:法定相続

日本民法によ法定相続。

法定相続人

法定相続人:法定相続人とは血縁者(子孫と親)。

一位の相続人 子(嫡出子・非嫡出子を問わない)

二位の相続人:両親、祖父母など、生存していて、より近い親族は遠い親族に対して優先される。

三位の相続人:被相続人の兄弟およびその子供、ただし孫は含まれない。

配偶者(婚姻の相手、同棲相手は含まれない)は上にあげた相続人と並列して数えられる。
夫婦間の財産制は相続分の算定に影響しない。

近い親族は遠い親族より優先される。

法定相続人がいない場合、残余財産は国庫に帰属する(民法 959 条以降)、この場合、遺産管理が行われる(民法 956 条)。遺産が国家に渡る前に債務は弁済される。

相続分

被相続人により相続分の指定（民法902条）がない限り以下のように算定される。

親族	順位	配偶者	相続分 (民法 886 条以降)
子供、さらにその子供（孫、ひ孫） 胎児も	1 位	並列的に	配偶者 1/2 親族 1/2 を同等に分けた値
親・祖父母	2 位	並列的に	配偶者 2/3 親族 1/3 を同等に分けた値
兄弟、その子供（その子孫は含まない）	3.位	並列的に	配偶者 3/4 親族 1/4 を同等に分けた値
その他	相続権を持たない	一人	配偶者が相続財産の 100% を取得する。
法定相続人がいない	---	---	国庫への帰属、特別縁故者方の申請

要注意

生前寄贈、特にに贈与に関する精算規定。

c)遺言による相続:遺言が存在する場合

遺言（ゆいごん・いごん）が存在する場合:遺言が法律で定められた方式で作成されたか、また、日本の相続法に則った内容であるかを調べる必要がある。

aa) 日本の遺言書とドイツの遺言書との効力の範囲の差

日本における遺言の自由はドイツのそれに比べて非常に制限されている。ドイツ法との本質的な違い

- 相続人を具体的に指定することは許容されない。相続分の指定および相続の廃除が民法892条で許されている。
- 可能事項
 - o 遺贈の指定、第三者を指定することも可（民法964条以降）
 - o 法定相続人の相続分の変更（902条）または相続の廃除（民法893条）
 - o 遺産の分割の方法の指定（民法908条）/ 遺言執行者の指定（民法1006条）
- 不可能事項
夫婦の共同遺言や相続契約、相続放棄契約、「愛人のための遺言」の作成

bb)日本の遺言を作成するために必要な遺言能力及び方式

a)遺言能力

民法 961 条により 15 歳に達していること。例外:遺言能力を有しない場合 (判断力をなくした場合、例痴呆症)。

b)日本の実体法による方式の有効性

遺言書は日本語あるいは日本の文字を使って書かれていなくても良い。

c)遺言の方式の準拠法に関する法律による方式の有効性

日本の法律に従って遺言が有効な方式で作成されていれば十分。しかし、ドイツに住む日本人はドイツ法で有効な方式で遺言を作成することも可能。

d)日本の遺言の種類

次に日本で作成可能な遺言書の種類を紹介する。

→自筆証書遺言、民法 967 条、968 条

- 遺言者が全文を自筆で書き、日付及び署名したもの。
- 姓及び名で署名する。
- 押印をする場合、実印でなくても可。
- 遺言はドイツあるいは日本の公証人 / 遺産裁判所のもとに保管することができる。

→公正証書遺言 (公的)、民法 969 条以降

- 遺言者が遺言の趣旨を日本の公証人、外国においては領事に口頭で伝える。
- 証人 2 人以上の立ち合いが必要。
公証人 / 領事は遺言者の供述した内容を記録し、これを遺言者および承認に読み聞かせ、筆記内容が正確であることの承認を得る。
遺言書は遺言者と承認が署名・押印し、公証人は押印後、手元に保管する。

→秘密証書遺言、民法 970 条以降

自筆証書遺言 (上記を参照) と同様に作成された遺言証書を、遺言者が封じ、押印をした遺言で、公証人 (外国では領事) と証人 2 人に渡されたもの。

→危急時遺言、つまり死亡の危急時の証人 3 人遺言、在船者の遺言民法 976 条以降は、6 か月で無効となる。

cc)遺言内容の範囲、遺言既定の適法性

- 上記を参照
- 遺産の分割の方法の指定、遺産分割の禁止 (民法 902、908 条)
- 非嫡出子の認知
- 寄付行為遺言による財団法人の設立 (民法 41 条)
- 受遺者が遺贈の放棄をした場合の規定 (民法 1002 条)

最もよくある規定 遺贈による処分 (民法 964 条)、特に包括遺贈、財産の全部を処分するもの民法 964 条選択肢 1

包括受遺者は相続人と同じ権利義務を負い、相続人は遺留分権者となる。遺言者が死亡した段階で遺贈された対象物、遺産全体も受遺者の所有物となる。

d)特例

aa)遺留分民法 1028 条以降

遺留分権利者:配偶者および子供

遺留分を放棄した者、相続欠格者あるいは相続廃除により相続資格を失った者は遺留分権を持たない。相続廃除理由:虐待および重大な侮辱。

「相続欠格」:欠格の要件 (例 被相続人の意図的な殺害、遺言書の偽造/破棄、遺言者を脅迫することにより特定の内容の遺言をさせたり、その変更 / 取り消しをさせた場合) が満たされれば自動的に相続資格をなくすことになる。

bb)生前贈与の相続分、遺留分に対する精算民法 903 条、1030 条

相続人あるいは受遺者に対して生前贈与があった場合、贈与を受けた分だけその相続分と精算される可能性がある。

cc)遺言執行 1 民法 1004 条以降

遺言者は遺言執行の開始を指定することができる、民法 1004 条以降。

キーワード:相続財産目録の作成、遺産管理、報償

dd)遺言の撤回民法 1022 条

撤回遺言による

ee)相続の承認または放棄民法 915 条以降

相続人、受遺者は相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内に家庭裁判所に対して相続 / 遺贈の承認あるいは放棄を伝えなければならない。

a')単純承認

相続人は被相続人の権利義務を承継し、個人の全財産をもって責任に服する。

b')限定承認

限定承認をする旨を申述する必要がある。相続人は期限内に相続財産の目録を作成し、家庭裁判所に提出しなければならない。相続人は相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済する義務を負う。

c)放棄

相続を放棄したものは初めから非相続人とみなす。法的効果その他の相続人の相続分は放棄した相続人がいないものとして算定される。

ff)相続分・遺留分の放棄

審査権能を持つ家庭裁判所の許可を前提とし、放棄が適正かつ自由意思のもとに下した決断であるかが審査される。

gg)遺産分割民法906条以降

被相続者の意思により行われる。遺産分割契約が破たんした場合:家庭裁判所に協議及び審判を請求することができる。この手続きも不毛で終わった場合は家庭裁判所の決議により遺産は分割される。

hh)相続欠格 相続資格の喪失

相続欠格者とは

- 被相続人の生命を侵害した、あるいはそれを試みたことにより、刑に処せられた者
- 被相続人が殺害されたことを知ったにもかかわらず、告発をしなかった者
- 詐欺または脅迫により被相続人に遺言を作成させたり、すでにあるの遺言を変更させたり、取り消させたり
- 遺言を偽造、破棄あるいは隠匿した者

C. 第二部 相続が開始される前の状況

世代を超えた相続規定:ドイツと日本の法律および文化につながりのある当事者が後に到来する死を前にできる有効な処置・対策

「生前贈与」:財産を次世代に受け渡す

デメリット

- 相談料 / 公証人料、費用

メリット

- 子供が老いる前に財産を受け渡すことが可能
- 被相続人によるコントロールの可能性:返済請求規定
- 税の観点からのメリット:ドイツ法にもとづく相続税 / 贈与税の減免税額の全額利用
- 老後の備え:用益権の各種
- 破産状況からの保護:財産の減少による相続分の減少
- ドイツの財産の構成部分について > 財産が介護費用に消費されてしまわぬための対策

この講演の後、質問、その他いかなる相談内容にも対応いたしますのでどうぞご遠慮なくお声をおかけください。